

官報

号外 昭和三十四年十二月二日

○第三十三回  
國會參議院會議錄第十三号

昭和三十四年十一月一日(水曜日)午前  
十時三十九分開議

議事日程 第十二号

昭和三十四年十二月二日  
午前十時開議

第一 在外公館の名称及び位置を  
定める法律等の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第二 沢ノ秋ノ一部ヲ改正シ、  
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野龍平君) 諸般の報告は

物語を省略いたします。

昨十一月三十日議長において、左  
帝任委員の辞任を許可した。

外務委員 文教委員  
東隆 益曾祢

通信委員  
須藤五郎

建誥委員  
議院運營委員  
江藤 智三

同 同

同日議長において、常任委員の補欠  
二つ通り旨名づけ。

庄の通り指名した

文教委員  
語言委員  
野坂 隆三

議院運営委員  
建設委員  
須藤  
五郎  
鹿島  
俊雄

昭和三十四年十二月二日 参議院会議録第十三号 議長の報告

同日議長において、左の特別委員の就任を許可した。  
風水害対策特別委員 勝俣 稔  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。  
風水害対策特別委員 小林 武治  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。  
部務問題審議会設置法案（八木一郎君外二十四名提出）  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（第三十一回国会内閣提出、衆議院交付、本院継続審査）  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
昭和三十四年九月の暴風雨により庄害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降雨による被害農家に対する米穀の売渡しの特例に関する法律

昭和三十四年八月の水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた中小企業者に対する公衆衛生の保持に関する特別措置法案  
昭和三十四年八月の水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の充拡に  
関する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に  
關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に  
關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に  
關する特別措置法案  
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案  
特別措置法案  
昭和三十四年八月及び八月の水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に  
關する法律案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に  
關する法律案

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

天災による被災農林漁業者等に対応する資金の融通に関する暫定措置法を一部を改正する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水害は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に対する災害見舞金の額の特例に関する法律案

昭和三十四年八月及び九月の暴風による堆積土砂及び濁水の排除に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年五月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害は同年八月及び九月の風水害における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年九月及び十月の風水害による任意共済に係る保険金の支給等にあてるための資金の融通に関する特別措置法案  
昭和三十四年八月の水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた医療費の復旧に関する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案  
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
昭和三十四年八月の水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた事業主組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案  
同日左の法律の公布を奏上し、その件に關する衆議院に通知した。  
昭和三十四年九月の暴風雨により被害を受けた農地の除塙事業の助成に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の豪雨による被害を受けた農地の除塙事業の助成に関する特別措置法  
昭和三十四年九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律  
昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の船の建造に関する特別措置法

昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する公衆衛生の保持に関する特別措置法  
昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法  
昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福育資金の貸付に関する特別措置法  
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企业者に対する資金の融通等に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法  
昭和三十四年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律  
昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組員に支給する災害見舞金の額の特別に関する法律  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による堆積土砂及び積水の排除に関する特別措置法  
昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法  
昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法  
昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する補助年金の支給に関する特別措置法  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法  
同日本院は、文化財保護委員会委員に河井弥八君及び矢代幸雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日議長は去る十一月二十五日逝去された元衆議院議長小山松寿君に対し、本院を代表して左の弔詞を贈呈した。  
さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられました正三位勲一等小山松寿君の長逝に対し参議院を代表してつっしんで哀悼の意を表しうややしく弔詞をささげます。  
昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
法務委員 後藤 義隆君  
外務委員 津島 壽一君  
通信委員 野坂 参三君  
建設委員 須藤 五郎君  
議院運営委員 鹿島 俊雄君  
同 櫻井 志郎君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
法務委員 津島 壽一君  
外務委員 後藤 義隆君  
通信委員 須藤 五郎君  
建設委員 野坂 參三君  
江藤 智君  
議院運営委員

同日委員長から左の報告書を提出した。  
法人事法の一部を改正する法律案可決報告書  
在外公館の名称及び位置を定める法律案可決報告書  
内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。  
同日衆議院から、本院の送付した左の結論について承認を求めるの件  
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した。  
千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松野謙平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。  
君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 岡君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。

す。岡三郎君。

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 ただいま議題となりました、なぞの黒いジェット機について国民の疑惑を解くため、私は日本社会党を代表して、総理及び関係各大臣に質問をいたします。本問題は日本の独立と平和に重要な関連を持ち、日米安寧全保障条約、行政協定の内容運営について多くの疑惑を持たれており、政府の率直なる回答を期待してやまないのであります。

昭和三十二年四月より現在に至る二年有半、このロッキードU2ジェット機は、無標識のまま、隊記号もなく、日本の上空を飛行しておった事実であります。無国籍の怪飛行機が、岸総理の日々強調される独立日本の領土上空を飛び回っていたということなり、これは明らかに領空侵犯と思われますが、その後このなぞの飛行機が、ロッキードU2といわれ、米国籍のものであると、A.P.電あるいは厚木米空军航空基地司令部より発表され、その任務は気象観測あるいは台風観測といわれておりますが、私の疑問とする点は、気象観測なり台風観測を中心とする任務とするならば、なおさらのことなりと正規の標識をつけるべきであり、何をばかかるのかと申し上げねばならないことがあります。本問題の焦点はここにあるのであります。一九二二年十二月十一日に成立を見ましたへー

グ条約の批准は、わざかに日、英、オ

ランダ、フランス、イタリアの五ヵ国がありますが、標識をつけるといふことは国際慣行になつておらず、無国籍の飛行機は、日本の空を飛ぶ中でU-2のみと言つても過言ではないのであります。まして、軍用機は標識をつけなくてよいとか、行政協定第五条の特例により日本の航空法の適用を除外されることから無標識でもよいとの昨日の衆議院の答弁では、「一応こまかせましょうが、しかしこのことは、国際慣習を全く無視するものであり、ヘーネグリフ条約に加盟する日本として、日本領土上空の治外法権はすみやかに是正さるべきであると思いまますが、再び前日の答弁を繰り返すならば、日本の上空は、今や、やみの時代と申しても私は過言ではないと思うのであります。日本の空に何が飛んでいるのか知ったことではないと国民は済ましてはいられないのです。ロッキードU-2ジェット機の特殊任務は何か、独立国日本を強調する論理として、行政協定をすみやかに改め、標識をつける措置をとるべきと思うがどういか。繰り返しますが、観測機ならば無標識の必要はないと思うが、これでもなお無標識の変則を認めるならば、その理由を、論理、外相から明確に申し述べてもらいたいと思います。

た民間人であると言つております。さ  
らに A.P.電は、同機は民間機で、軍用  
機ではないと伝えてゐるのであります。  
す。しかるに、昨日の衆議院の答弁  
で、総理、藤山外相、檜橋運輸相は、  
ロッキード・ジェット機は軍用機であ  
ると強弁しております。また、あいま  
いな答弁の中で、民間機ではないとい  
うがごとき答弁をしておりますが、  
昨年十月設けられた米航空宇宙局は大  
統領の直属でありまして、米軍系の  
部局でないと聞いておりますが、どう  
ですか。その所属の U-2 ジェット機は、  
いつどこで軍用機と称しておるので  
しょうか。米空軍ボーハード中佐は、昨  
日、米戦略空軍の軍用機として U-2  
ジェット機は従事していないと申して  
おります。この際、私は、米航空宇宙  
局所屬の飛行機は軍事目的に使用され  
ておるのかどうか、西独、英國において  
は、ロッキード U-2 は無標識であるの  
かどうか、特殊塗料を使つているのは  
在日の U-2 のみといわれてゐるが、こ  
の点はどうなつておるのか、さらに米  
航空宇宙局の任務について、ロッキー  
ド U-2 は軍用機なのか民間機なのか、  
U-2 の性能を外務省はどう把握してお  
られるか、藤山外相の御回答を願いた  
いのであります。

が日本の上空を飛ぶときは、軍用機を含めて、米軍ジョンソン基地内にある運輸省航空局入間川管制所に届け出なければならないことになつておるが、ロッキードU-2の正式届出はいつあつたか。届出があつたとすれば、なぜ無標識のまま飛行さしておるのか。行政協定第五条の特例により云々といふ。その理由をもつとしてのみでは国民の疑問は解消しないのであります。また、かりに知らなかつたとすれば、日本領土上空の責任を全く果たしておらぬことになり、運輸省の責任のみならず、政府の責任は重要と思ひます。さらに、昨日の飛鳥田氏に対する答弁として、行政協定によつて届出は必要なしと、こういうふうに述べておりますが、ボハーデ中佐は入間川の管制所に届けてあるというふうに申しております。この点も明確に食い違つております。するが、運輸大臣の明確なる御回答を願いたい。特に本飛行機のように、高度二万メートルともいわれ、上空に至れば発動機を停止してグライダーで滑空し、滑空時間は八、九時間、青黒い色の塗料は電波を反射し、電波探知機で捕捉しがたいといわれているが、運輸大臣はいつU-2ジエット機を知つたか、お答えを願いたい。

次に、総理、法務大臣、国家公安委員長に質問いたします。

このジェット機問題がクローズ・アップされてきたのは、実は去る九月二十四日午後三時十五分ごろU-2ジエット機が神奈川県内の東洋航空藤沢飛行場に不時着してからであります。その事件が航空情報あるいは週刊新潮、日本教育テレビで取り上げられたために、多くの人々の関心を集め出

したのでありまするが、ところが、この飛行機をめぐる各種の不気味な米軍人並びに民間米人の行動は、さまざま大きな波紋を播き、人々は恐怖心を抱いて遠ざかり、真相究明のないまま、濃いうわさのうちに人々の心をとらえていったのであります。黒いジェット機の影をとらえたのは、昭和三十二年四月横浜市戸塚区の松崎幸治さんであります、一九五七年五月発行の航空情報報七十一号にこの写真を発表した際、同人の留守中、米軍の憲兵と基地の米人が来訪し、家屋内を捜査したといふ事件が伝えられておりました。さらに十一月八日、「黒いジェット機」の放送終了後、松崎君が教育テレビのスタジオからの帰途、外人から問題になつてゐる飛行機の写真を三万円で譲つてほしいと申し出られたが、これを断わつてゐたが、国籍マークや標識がないと、ジェット機とグライダーを兼ねねばらしい飛行機だったが、秘密だと聞いていたので遠ざかっていなかったと言ひ、本問題に触れるのを何か避けていた。不時着の当時の模様は、航空情報十一月号における「地に落ちた黒い天使」の表題で、その中で、すぐ米兵が来て、折柄グライダー練習をして取されたともいわれております。事故発生後約一時間後に到着した藤沢警察署係官に対し、近寄ることを拒み、写

真撮影を制止したこと、またその後、横浜調達局員が被害状況を調査するにあたっても同様の取り扱いを受けたことと、当時の米空軍機より下りた約十名の拳銃を携帯したアロハシャツの民間人がとった行為等は、明らかに日本人に対する人権と個人の自由の侵害であると思うが、総理、法務大臣、國家公安委員長の所見をお伺いしたいのであります。

特に米軍基地でない一般の飛行場で、日本人の行動が外国人によつて制約されるというこの事態は、見のがしができないのであります。このよろなことについては、政府のきせんたる抗議により明確にせられ、国民の主権を確立してもらわなくてはなりません。このような見解に対して、総理、藤山外相はいかなる措置をとられるか。

最後にお尋ねしたいのでありまするが、ロフキードU2について総理が知られたのはいつごろでありますか。新聞に発表されて以来のことではないかと思われますが、在日米軍基地ないし日本の自衛隊にも国民の知らぬ何かが隠されているのではないか。国民の知らぬうちに秘密兵器が貯えられているのかどうか。國民は、國の安全と平和、個人の生命財産を守るために、知らざれる権利を持つてゐるのであります。なぜ、國民のための政府であるならば、当然積極的に今回のU2についても同様でありまするが、國民に知らせる義務が政府にあると私は思います。なぜ深めるだけであります。あなたの憲法

解釈を通じての国民党に与えた不信、二百億の国費を資料もなく気前よく払うベトナムの賠償、一千億に上る戦闘機ロッキード決定までのいきさつ、特に昨日のワシントン・ロイター電によりますといふことと、米空軍スポーツクス

ベアF-106に切りかえるといふ報道がマンは、今回決定されたロッキードF-104は米空軍の防衛体制には合わなくなったということと取りやめる。コンペアF-106に切りかえるといふ報道がありましたが、この点はどうですか。

米空軍保障条約改定交渉に見る秘密主義等々、あれば限りがない問題が山積しております。軍事基地をめぐる国民の疑惑について、ロッキードU-2、無國民の疑問に總理の率直なる答弁を求め、私の質問を終わりたいと思ひます。

(拍手) ○國務大臣岸信介君登壇、拍手】

【國務大臣岸信介君】 黒いジェット機U-2に関する御質問でござります。

が、これは御指摘もありましたように、米国大統領の直接するところの米航空宇宙局に所属する気象観測機でございまして、日本におきましては在日

米空軍の管理下に置かれておるものであります。こういう意味において、この目的が高々度の気象観測機でありますから、いわゆる機義の意味の軍用機といふことは適当でなかろうと思ひます。しかしながら、これを純然たる民間機と見ることのできないのは、今申すように、宇宙局に所属しておるものであって米軍の管理下に置かれていますのであります。従つて、行政協定その他の取り扱いにおきまして特別の

取り扱いを受けるということになつてあります。

それから、国籍標示の問題に關して御援用になりましたハーグ条約の問題は、御承知の通り空戦法規の条約でございまして、これはまだ条約として成立しておるわけではございませんで、

委員会の案程度のものでございます。

従つて、これが効力を今日持つておつて、それを根拠として云々ということはできない状況にあります。

また、國際慣行の問題でござりますが、これについては、いろいろ学説等を調べてみましても、そういう國際慣

行が成立しておるということは、今日の状況ではまだ申し上げることはでき

ないと、こう思われます。

の大臣よりお答えをすることにいたしま

ます。

以上のことく、U-2に関する問題

は、この不時着以来いろいろの論議が行なわれておますが、今私がお答えを申し上げましたような性格のものであります。従つて、日本におきましてこの

は、この不時着以来いろいろの論議が行なわれておますが、今私がお答えを申し上げましたような性格のものであります。従つて、日本におきましてこの

が、これは御指摘もありましたように、米国大統領の直接するところの米

航空宇宙局に所属する気象観測機でございまして、日本におきましては在日

米空軍の管理下に置かれておるものであります。こういう意味において、この目的が高々度の気象観測機でありますから、いわゆる機義の意味の軍用機といふことは適当でなかろうと思ひます。しかしながら、これを純然たる民間機と見ることのできないのは、今申

飛行機は米国航空宇宙局に所属しております航空機であります。従つて、在日米空軍の管轄下にござります。従いまして、行政協定

その他の取り扱いにおきまして特別の

に入つてきておるのであります。

のU-2型は本邦において氣象観測を行っておりますので、別段秘密機ではないよう思つております。また、その

性能をどういうふうに理解しているかというお話をございますが、その性能は、ロッキード会社製作であります。

従つて、これが効力を今日持つておつて、それを根拠として云々ということはできません。

はできない状況にあります。

また、國際慣行の問題でござりますが、これについては、いろいろ学説等を調べてみましても、そういう國際慣

行が成立しておるということは、今日の状況ではまだ申し上げることはでき

ないと、こう思われます。

の大臣よりお答えをすることにいたしま

ます。

以上のことく、U-2に関する問題

は、この不時着以来いろいろの論議が行なわれておますが、今私がお答えを申し上げましたような性格のものであります。従つて、日本におきましてこの

が、これは御指摘もありましたように、米国大統領の直接するところの米

航空宇宙局に所属する気象観測機でございまして、日本におきましては在日

米空軍の管理下に置かれておるものであります。こういう意味において、この目的が高々度の気象観測機でありますから、いわゆる機義の意味の軍用機といふことは適当でなかろうと思ひます。しかしながら、これを純然たる民間機と見ることのできないのは、今申

飛行機は米国航空宇宙局に所属しております航空機であります。従つて、在日米空

軍の管轄下にござります。従いまして、行政協定

その他の取り扱いにおきまして特別の

きりするよう必要講いたしたいと考えております。なお、国の飛行機が標識をつけるつけないという問題につきまして、

第三条で國の飛行機ははずの規定によりまして、第二十条によりまして標識をつけることになつております。

ますけれども、ICAOの規定によりまして、第三条で國の飛行機ははずの規定によりまして、第三条で國の飛行機ははず

されておりません。本年の七月一日に航空交通

規則によりまして、第三条で國の飛行機ははずの規定によりまして、第三条で國の飛行機ははず

されています。また、ただいま御指摘によりまして、第三条で國の飛行機ははずの規定によりまして、第三条で國の飛行機ははず

されています。また、ただいま御指

しておりません。従つて、これは所管

該機は在日米軍の管理下において運航されています。また、搭乗員は軍人ではございませんけれども、軍属であります。従つて、これは所管

該機は在日米軍の管理下において運航されています。なお、黒く塗つてあります。氣象観測であると存じております。また、搭乗員は軍人ではございませんけれども、軍属であります。従つて、これは所管

該機は在日米軍の管理下において運航されています。なお、黒く塗つてあります。飛行機であります。別段

おいて、在日米軍が法律上の責任を持ち、行政協定第八条第三項が適用され

るわけござります。なお、黒く塗つてあります。飛行機であります。別段

おいて、在日米軍が法律上の責任を持ち、行政協定第八条第三項が適用され

るわけござります。なお、黒く塗つてあります。飛行機であります。別段

おいて、在日米軍が法律上の責任を持ち、行政協定第八条第三項が適用され

るわけござります。なお、黒く塗つてあります。飛行機であります。別段

おいて、在日米軍が法律上の責任を持ち、行政協定第八条第三項が適用され

協定第五条の航空機については、日米行政協定及び国連軍協定の実施に伴う航空法の特例に關する法律によつて、當該規定の適用が除外されるのであります。本年の七月一日に航空交通

規則によりまして、第三条で國の飛行機ははずの規定によりまして、第三条で國の飛行機ははず

されています。また、ただいま御指

しておりません。従つて、これは所管

該機は在日米軍の管理下において運航

されています。また、ただいま御指





7

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）別に御発言もなければ、これより本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

○本日の会議に付した案件

一、講暇の件

一、黒いジェット機ロッキードU2に関する緊急質問

一、日程第一 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第二 法人税法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員	議長	副議長	議員
杉山昌作君	松野鶴平君	平井太郎君	市川房枝君
須藤五郎君	小平芳平君	石田次男君	森八三一君
加賀山之雄君	岩間正男君	林田正治君	安部清美君
北條篤八君	野本品吉君	手島栄君	秋山俊一郎君
三木與吉郎君		奥むめお君	

青柳	大谷	秀夫君	井上	清一君
安井	西郷吉之助君	贊雄君	重政	庸徳君
谷口弥三郎君	謙君		小柳	牧衛君
紅露	みつ君		木内	四郎君
堀木	鎌三君		重宗	雄三君
一松	定吉君		野村吉三郎君	新谷寅三郎君
大森	創造君		木村篤太郎君	
鶴園	哲夫君		豊瀬	楨一君
米田	熟君		川上	為治君
小柳	勇君		相澤	重明君
森中	守義君		大川	光三君
藤田	藤太郎君		上林	忠次君
占部	秀男君		平林	剛君
諏村文四郎君	友敬君		岡	三郎君
木下	久保		近藤	信一君
梶原	茂嘉君		松澤	兼人君
大倉	精二君		木暮	武太夫君
佐多	忠隆君		坂本	昭君
野田	俊作君		中村	順造君
北村	敏夫君		伊藤	顕道君
安田	進君		田畠	金光君
藤田	吉雄君		千葉	千代世君
中田	助治君		横川	正市君
佐多	忠隆君		加瀬	完君
野田	俊作君		椿	繁夫君
北村	暢君		矢嶋	三義君
鈴木	強君		小笠原	三男君
田上	壽君		阿部	竹松君
龜田	得治君		田中	一君
阿具根	登君		羽生	吉田
大和	与一君		千葉	法晴君
成瀬	蟠治君			
松浦	清一君			
高田なほ子君				
荒木正三郎君				
東	隆君			
千葉				

栗山 良夫君	棚橋 小虎君	内村 清次君	岸 信介君
國務大臣	國務大臣	內閣總理大臣	法務大臣
外務大臣	運輸大臣	國務大臣	外務大臣
政府委員	法務局長官	井野 碩哉君	岸 信介君
外務省アメ リカ局長	林 修三君	藤山愛一郎君	井野 碩哉君
大藏政務次官	森 治樹君	橋本 渡君	藤山愛一郎君
院送付)	前田佳都男君	石原幹市郎君	橋本 渡君
(第三十一 回国会内閣 提出衆議院 送付)	(第三十一 回国会内閣 提出衆議院 送付)	(第三十一 回国会内閣 提出衆議院 送付)	(第三十一 回国会内閣 提出衆議院 送付)

參議院會議錄第十二號中正誤

昭和二十四年十二月一日 参議院会議録第十三号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価  
一部十五円  
(但し良質紙社二千四百円  
(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段線三一七零六  
一六四